

静岡県食と農の基本計画の概要

R7年度▶R10年度

令和7年度第2回静岡県食と農を支える
豊かな暮らしづくり審議会

R8.1.16

静岡県経済産業部農業局

経緯

- ◇ 第1回「食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会」(8/22) では、計画の方向性、骨子、成果指標（KPI）を審議
- ◇ 本日の審議会(1/16) にて、次期計画案本体を審議します

構成は
現計画と同じ

次期基本計画の構成

- ◇ 第1章 計画の位置付け
 - ・趣旨、計画期間 (R7～10)
- ◇ 第2章 本県の農業・農村の現状
- ◇ 第3章 計画の基本方針
 - ・基本理念、目指す姿
- ◇ 第4章 施策体系と推進方策
 - ・基本方向 1、2
- ◇ 第5章 地域編 (各農林事務所)
 - ・計画期間 (R8～10)
 - ・地域の現状・課題、取組の方向

次期総合計画
を参考

具体的施策
を盛り込む

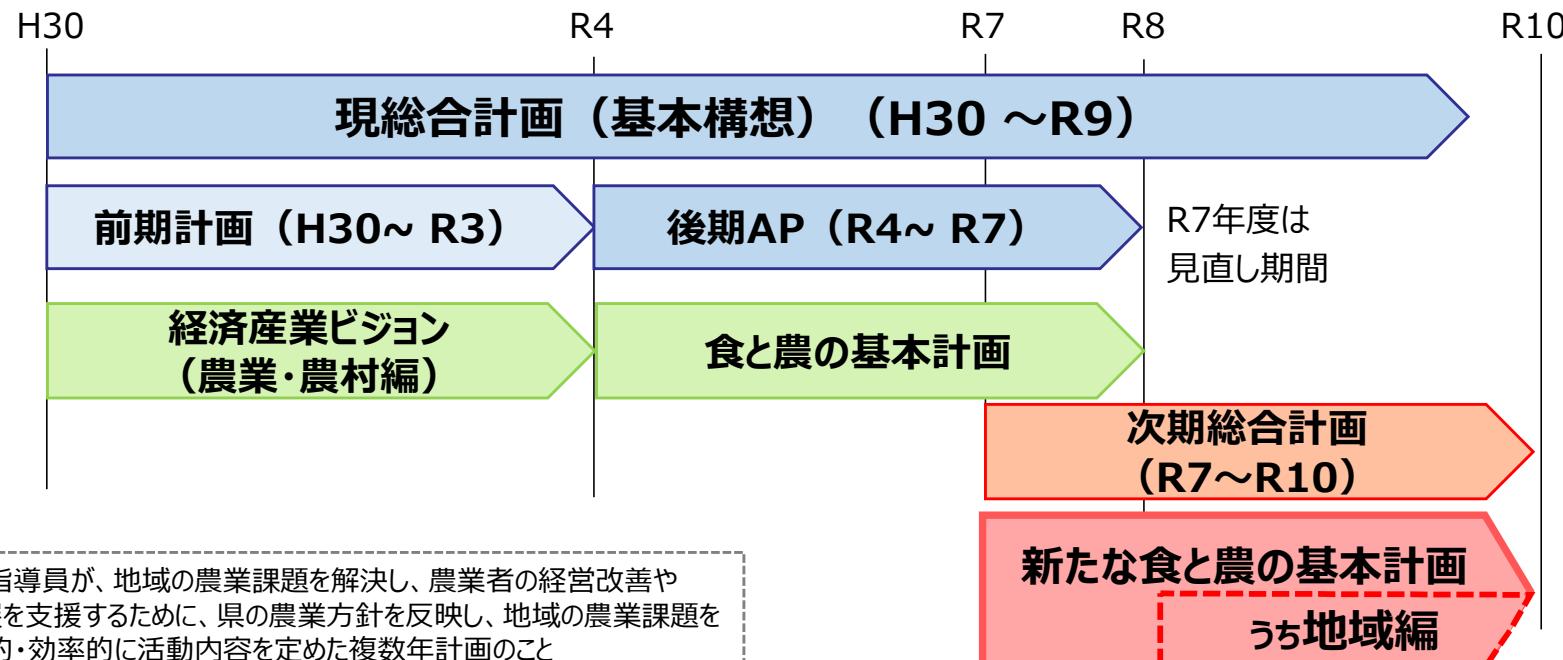
第1章 計画の位置付け

1 計画策定の趣旨

- ・人口減少社会の進行や、デジタル技術の急速な革新、国際情勢の緊迫化、自然災害など、本県の農業・農村を取り巻く環境は急激に変化しています。
- ・県民と目指す姿を共有しながら、本県全体の農業・農村の均衡ある発展に導く指針として、新たな食と農の計画を策定します。

2 計画期間

- ・R7年度からR10年度（総合計画と同期間）
- ・地域編（第5章）は、R8年度からR10年度（農林事務所の普及指導計画※に合わせるため）



第1章 計画の位置付け

3-1 計画の役割

静岡県
総合計画

分野別計画

静岡県
食と農の
基本計画

- ・県総合計画の農業・農村分野の分野別計画として位置付け
- ・「静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例」第9条に規定

静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例

(基本計画の策定)

第9条 知事は、農業及び農村の振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 農業及び農村の振興施策についての基本の方針

(2) 県内農産物の生産高その他の農業及び農村の振興に関する目標

(3) 前2号に掲げるもののほか、農業及び農村の振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会の意見を聞かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 知事は、農業及び農村をめぐる情勢の変化等を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画を見直すものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の変更について準用する。

・本県農業・農村行政の最上位計画



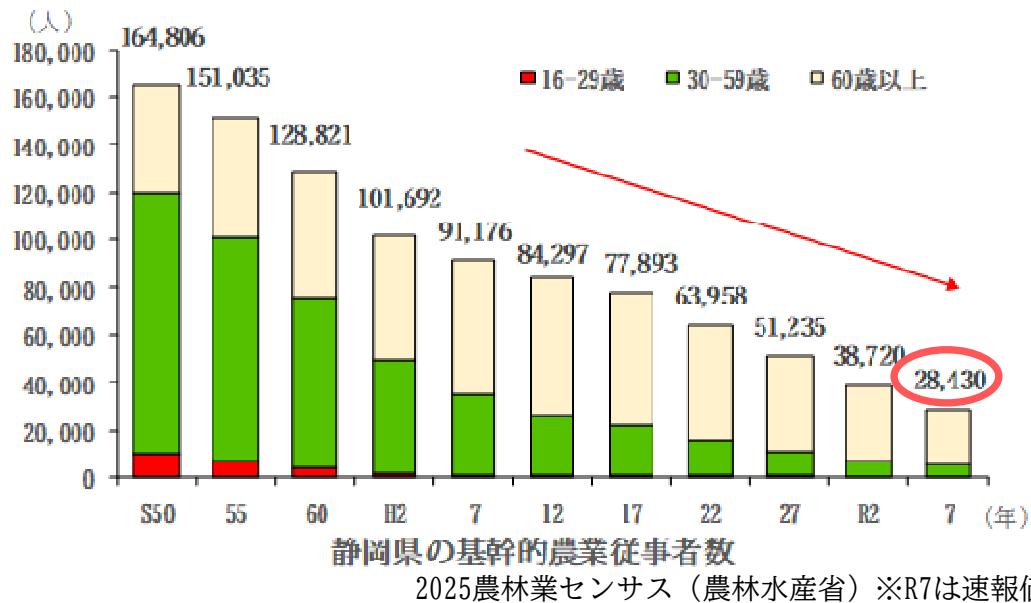
オール静岡で推進

3-2 効果的な施策展開

- ・施策の進捗状況と成果を評価し、施策を見直す「PDCAサイクル」により効果的に施策を展開

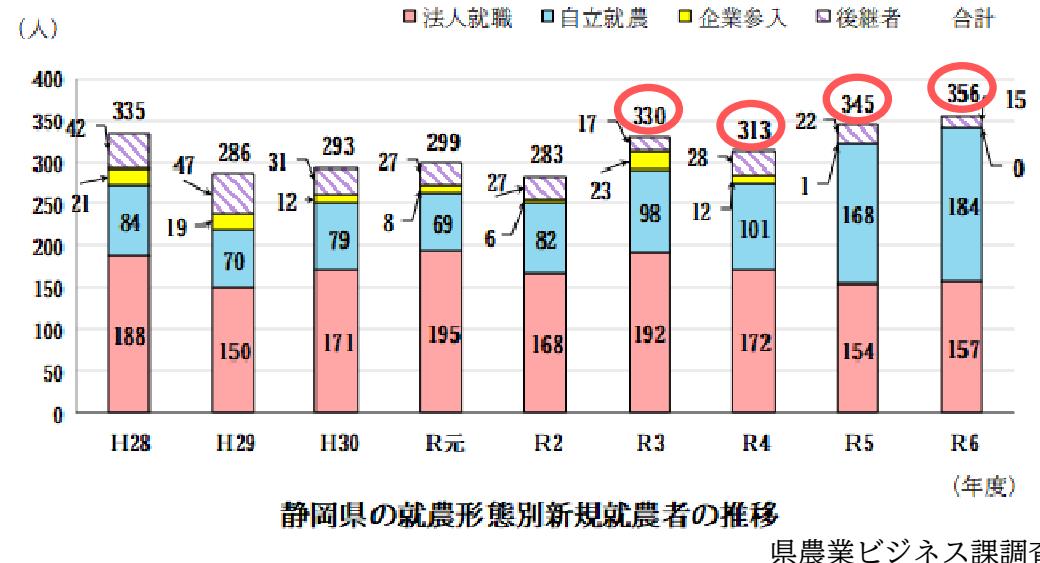
第2章 静岡県農業・農村の現状

1 本県農業の担い手



＜基幹的農業従事者数＞

- R7は、R2に比べて **26.5%減少**



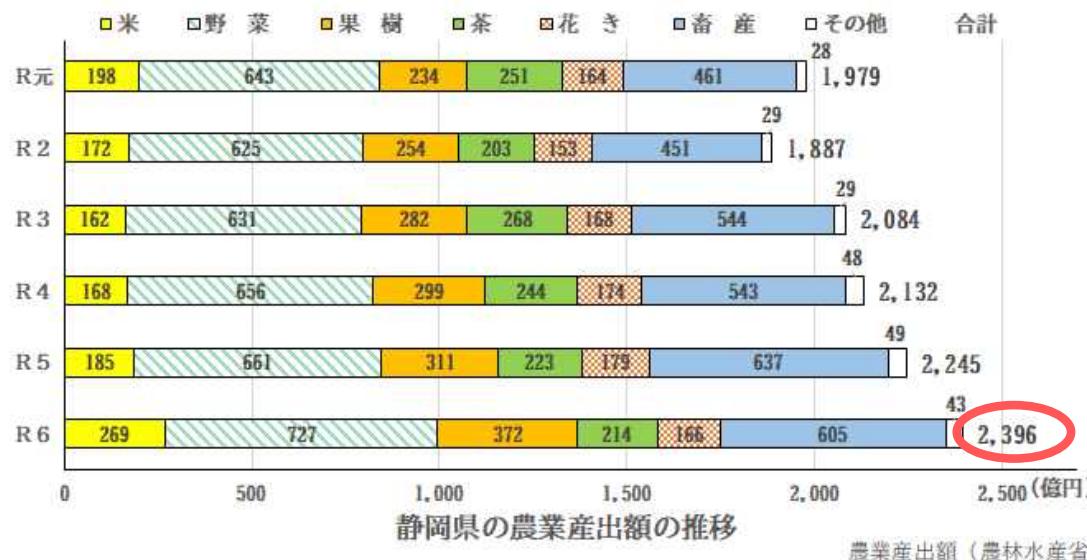
＜新規就農者数＞

- 令和3年度以降は **毎年300人以上が就農**

担い手の確保・育成

第2章 静岡県農業・農村の現状

2 農業産出額・農業の生産性①

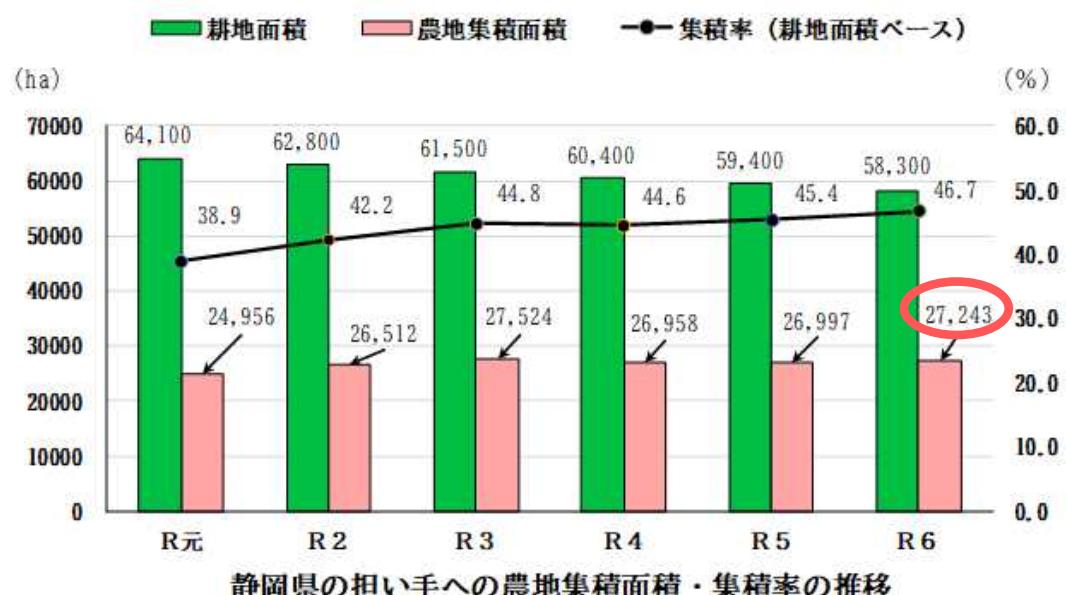


<農業産出額>

- R6 2,396億円 (18位)**

野菜 727億円 畜産605億円

果樹 372億円 茶 214億円

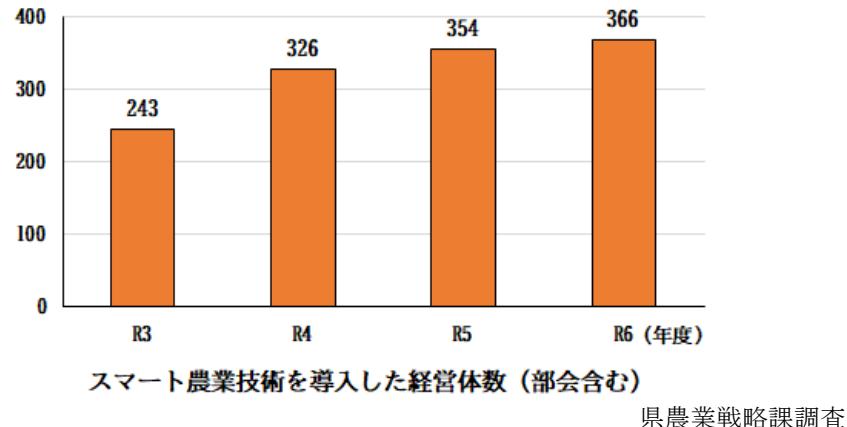


<扱い手への農地集積面積・集積率>

- R6 農地集積面積 27,243ha**
- 農業振興地域のある全市町で地域計画を策定

第2章 静岡県農業・農村の現状

2 農業産出額・農業の生産性②



<スマート農業技術を導入した経営体数>

- **R6 366経営体・生産部会**

田畠の基礎整備状況 (令和5年)	田面積 [ha]	30a程度以上区画整備済面積 [ha]				畠面積 [ha]	区画整備済面積 [ha]			畠地かんがい施設整備済面積 [ha]		
		①	②	割合 ③=②/①	④		⑤	⑥	割合 ⑦=⑥/⑤	⑧	割合 ⑨=⑧/⑤	
							50a程度以上区画整備済面積 [ha]	区画整備済面積 [ha]	畠地かんがい施設整備済面積 [ha]			
全国	2,335,000	1,603,955	68.7%	287,417	12.3%	1,962,000	1,288,446	65.7%	507,570	25.9%		
関東1都9県	407,800	276,619	67.8%	27,132	6.7%	340,300	117,526	34.5%	73,235	21.5%		
静岡県	21,300	10,731	50.4%	1,081	5.1%	38,100	17,314	45.4%	15,626	41.0%		

↓ ↓

基礎的な基盤整備済み面積 2.8 万ha

(出典)農業基盤情報基礎調査 (農林水産省2025年3月)

<農地の基盤整備>

- **R5 整備済率**
水田50.4%、畠45.4%

全国平均 水田68.7%、畠65.7%

生産性の向上

省力化
効率化

基盤整備
農地集積

第2章 静岡県農業・農村の現状

3 農畜産物の販路の状況

首都圏及び県内の人団と食品市場規模

区分	人口(※2)			食品市場規模 (※3)	
	R 6年	R 27年			
首都圏(※1)	37,027千人	29.6%	35,804千人	31.9%↑	約15.0兆円
うち東京都	14,200千人	11.4%	14,483千人	12.8%↑	約5.9兆円
静岡県	3,520千人	2.8%	2,973千人	2.8%↓	約1.3兆円

※1 首都圏：1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）令和6年12月1日時点

※2 人口：日本地域別将来推計人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）令和5年12月推計

※3 食品市場規模：推計値 世帯数×世帯当たり年間食料費（令和元年全国家計構造調査）

主な静岡県産農産物の輸出状況（単位：百万円）

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
茶	3,409	4,427	4,800	6,762	10,603
いちご	54	104	118	344	194
わさび	299	419	524	697	564
温室メロン	142	210	285	369	442

県マーケティング課調査

農産物及び農業生産資材の価格の推移（R 2を100とした指数）

区分	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
農産物	100.0	100.8	102.2	108.6	117.3
うち米	100.0	88.6	82.0	90.2	114.5
農業生産資材	100.0	106.7	116.6	121.3	120.6

農業物価統計（農林水産省）

＜国内販路の状況＞

- 本県は首都圏への地理的利便性が高い
- 首都圏（1都3県）の食品市場規模は15兆円

国内最大の有望なマーケット

＜海外販路の状況＞

- R 6は茶の輸出が100億円超
- わさびやメロンも増加傾向

＜合理的な価格形成※＞

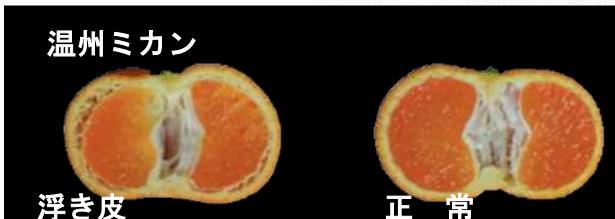
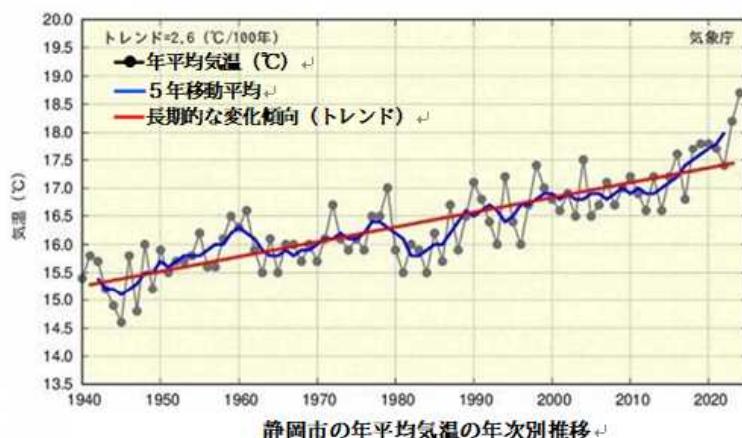
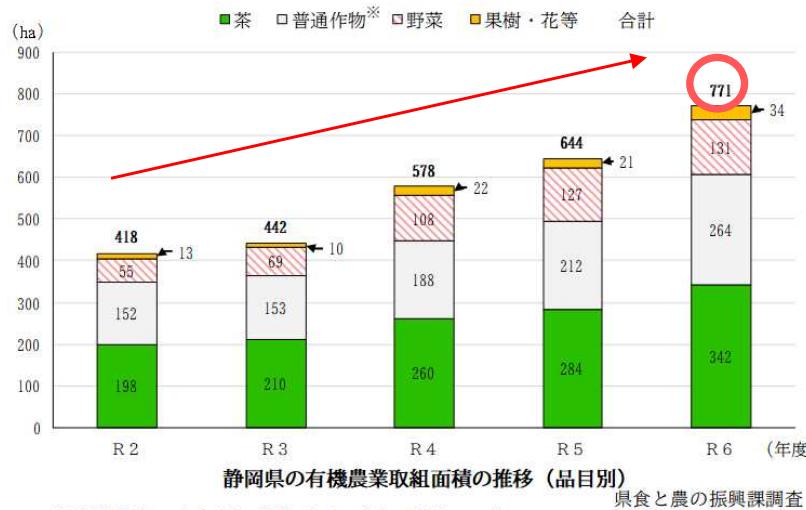
- 国は合理的な価格形成がなされるよう食料システム法を制定

※ 食料の持続的な供給に必要な「合理的な費用（生産コストなどの再生産可能価格）」が、生産者・消費者などの関係者全員に考慮され、価格に反映される仕組みのこと

戦略的なマーケティングの推進

第2章 静岡県農業・農村の現状

4 農業を取り巻く環境変化と農業の持続性



果樹：浮き皮が発生 貯蔵性が悪くなる
高温による影響



水稻：白未熟粒が発生 食味が悪くなる
(ミカン、水稻)

<有機農業取組面積>

- 本県の有機農業面積は年々増加
- R6の有機農業面積は771ha

<年平均気温の推移>

- R6の静岡市の平均気温は、観測史上最も高い
- 静岡市の年平均気温は、過去100年で約2.4°C上昇
- 高温が農作物の生育や品質に影響を及ぼしている

環境変化への適応

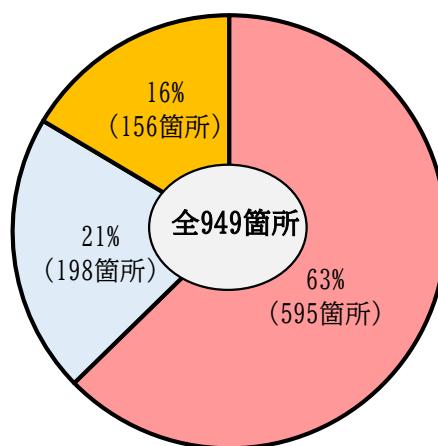
第2章 静岡県農業・農村の現状

5 農村を取り巻く状況



資料：総務省「国勢調査」を基に農林水産省作成
注：国勢調査の人口集中地区(DID)を都市。人口集中地区以外を農村としている。

農村・都市の年齢階層別人口



■標準耐用年数を超過 □10年以内に標準耐用年数を超過 ▨標準耐用年数10年以上残

県営造成基幹農業水利施設の現状（R6年度末）

県農地整備課調査

<農村の人口>

- 農村の人口は△5.9%、
老年人口は35%(R2)で、
人口減少と高齢化が著しく進行
- 地域コミュニティが支えてきた集落機能の維持が困難な状況になる懸念

<水利施設の状況>

- 耐用年数を超過した基幹水利施設が63%で老朽化が進行
- 末端の水利施設は集落や農業者が担っており、保全管理が困難な状況になる懸念

持続可能な農村の振興

第3章 計画の基本方針 / 第4章 施策体系と推進方策

1 目指す姿

＜10年後を見据えた夢と希望が持てる農業・農村の姿＞

農業を憧れの職業へ

住みたい・訪れたい農村へ

もうかる農業



ウェルビーイング※向上

2 基本理念

- 農業生産を担う人材の確保・育成、生産性の高い安定的な農業経営を確立
- 農産物及び食料の安定的な生産・供給、農業及び農村に対する県民の理解醸成
- 農業及び農村の多面的な機能を将来にわたって維持

※ウェルビーイング (Well-being)
身体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態 (Well-being) にあることを指す

❖ 実現に向けて

施策の柱

※目指す姿や基本理念を踏まえ、2つの施策を柱に取り組む

基本方向 1 生産性と持続性を両立した次世代農業の育成

基本方向 2 持続可能な農村の振興

基本方向 1 生産性と持続性を両立した次世代農業の育成

1-1 農業の成長産業化

- (1) 人材の確保・育成
- (2) 農業の生産性向上
- (3) 戦略的なマーケティングの推進

【新規取組】
合理的な価格形成
気候変動への適応

1-2 農業生産における環境変化への適応

- (1) 環境変化への適応

基本方向 2 持続可能な農村の振興

- (1) 美しく活力ある農村の振興

施策ごとに成果指標（KPI）を設定

1-1(1) 人材の確保・育成

既存事業の拡充及び新たな研修体制の構築により、直近3年平均330人から、345人を目指す

<KPI：新規就農者数>

※新規就農者数＝農家後継者＋自立就農者＋参入企業＋法人就職者

【現状】

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	平均
330人	313人	345人	356人	336人

【目標】R10年度

 **345人**

1-1(2) 農業の生産性向上

国の農業所得400万円程度を実現する「経営モデル」を参考に、R10年度に1経営体当たり平均1,300万円の産出額を目指し設定

<KPI：1経営体当たりの農業産出額（県内産出額）>

※経営体＝経営耕地面積が30a以上等の農業者や法人・組織

【現状】

R4年度	R5年度	R6年度
915万円 (2,132億円)	989万円 (2,245億円)	1,094万円 (2,396億円)

【目標】R10年度

 **1,300万円／経営体
(2,400億円)**

国では、2030年に、担い手への農地集積率を7割まで進めることを目標としており、県もそれに準じて目標値を設定

<KPI：担い手への農地集積面積> (=担い手が耕作する農地面積)

※担い手＝認定農業者やそれに準ずる者

【現状】

R4年度	R5年度	R6年度
26,958ha	26,997ha	27,243ha

【目標】R10年度

 **28,720ha**

1-1(3) 戰略的なマーケティングの推進

県産農林水産物の競争力を強化し、販路を拡大することで、国内最大の有望なマーケットである首都圏への流通金額を増やす

<KPI：首都圏への県産農林水産品の流通金額>

戦略品目の東京中央卸売市場の流通金額の合計をKPI指標とする

【現状】R6年

189億円

【目標】R10年

 **205億円**

1-2(1) 環境変化への適応

茶や水稻などを中心に、県内の有機農業取組面積を1,130haまで拡大する

<KPI：有機農業の取組面積>

【現状】

R4年度	R5年度	R6年度
578ha	644ha	771ha

【目標】R10年度

 **1,130ha**

2(1) 美しく活力ある農村の振興

農山村地域の人口減少に伴い、農山村共同活動に関わる人の減少数を推計し、これに見合う新たな参画者数の確保を目指す

<KPI：農山村共同活動参加者数>

【現状】

R3年	R4年	R5年	R6年
75.5千人	78.6千人	81.8千人	86.1千人

【目標】R10年

 **96.0千人**



基本方針 1 生産性と持続性を両立した次世代農業の育成

1-1 農業の成長産業化

(1) 人材の確保・育成

担い手を確保・育成するため、研修段階から就農定着、経営発展まで一貫した支援を行うとともに、経営と生産のプロフェッショナル人材の養成、多様な人材の活躍推進や農福連携を促進します。

◆主な取組◆

① 担い手の確保・育成

- ◆新規就農者の確保
- ◆農林環境専門職大学における人材の養成
- ◆経営発展の支援



新規就農者の受入体制の強化



専門職大学の若い人材

② 多様な人材の育成

- ◆多様な人材の活躍推進（多様な人材の活躍による農地の維持）
- ◆農福連携の推進
(障害のある人の受け入れによる農業分野の労働力不足の軽減)



多様な人材の活躍推進



農福連携

◆主な目標◆

活動指標	現状値	目標値
静岡県立農林環境専門職大学の卒業生のうち農林業関連分野への就業者・進学者等の人数	(R3～R6年度)累計329人	(R7～R10年度)累計365人
新規雇用就農者5年後の定着率	(R6年度)51%	(R10年度)60%
障害のある人を受け入れる農業経営体数	(R2～R6年度平均)104経営体/年	(R10年度)135経営体

基本方針 1 生産性と持続性を両立した次世代農業の育成

1-1 農業の成長産業化

(2) 農業の生産性向上



生産性の向上や品質向上を図るため、スマート農業技術の導入、先端技術を活用した革新的な技術の開発・実証・普及を進め、一層の省力化、効率化を推進します。

収益性の高い農業を実現するため、担い手への農地の集積・集約化を進めます。

生産性や産地収益力の向上を図るため、区画整理や暗渠排水整備を進めます。

◆主な取組◆

① 施設園芸と畜産経営の生産性向上・安定化

- ◆施設野菜・花きの生産性向上
- ◆畜産経営の生産性向上、食肉センターの安定運営
- ◆家畜伝染病への対応強化



温室環境モニタリングによる生産性向上 食肉センター整備

家畜伝染病の予防

② 土地利用型農業の生産性向上

- ◆担い手への農地集積
- ◆水田農業・露地野菜等の生産性向上
- ◆茶業の構造改革の推進
- ◆果樹産地における生産性の向上



地域計画に係る地域の話し合い



茶の海外展開



碾茶生産



片面結実による超省力、超多収、高収益栽培

果樹の生産性

基本方針 1 生産性と持続性を両立した次世代農業の育成

1-1 農業の成長産業化

(2) 農業の生産性向上



◆主な施策◆

③ 先端農業技術の活用

- ◆スマート農業技術の導入推進
- ◆AOIプロジェクトの推進



スマート農業技術の導入



先端技術を活用した事業化

④ 農業生産基盤の整備・保全

- ◆基盤整備の実施による生産性・収益性の向上
- ◆農業水利施設の戦略的な保全管理



基盤整備の実施



農業水利施設の保全管理

◆主な取組◆

活動指標	現状値	目標値
施設園芸における複合環境制御装置の導入面積	(R5年度)61ha	(R10年度)76ha
畜産クラスター等による施設・機械の整備導入件数	(R2～R6年度)累計32件	(R7～R10年度)累計24件
高温に適応した水稻品種の作付面積	(R6年度)4,821ha	(R10年度)5,800ha
輸出需要に対応した茶生産への転換面積	(R6年度)－	(R7～R10年度)累計320ha
果樹改植面積	(R6年度)36.9ha	(R7～R10年度)累計160ha
スマート農業技術を導入している重点支援経営体数	(R6年度)366経営体	(R10年度)470経営体
AOIプロジェクトによる事業化件数	(R4～5年度)累計14件	(R7～R10年度)累計28件
基盤整備地区内の中心経営体※への農地集積率	(R6年度)62.3%	(R10年度)90%

※中心経営体：地域計画の目標地図にて担い手と位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者等）

基本方針 1 生産性と持続性を両立した次世代農業の育成

1-1 農業の成長産業化

(3) 戦略的なマーケティングの推進



県産農産物及びその加工品の価値を高めるため、首都圏等や海外市場への販路拡大・開拓を図るほか、県産品のブランド化、販路に合わせた産地づくりを支援します。

◆主な取組◆

① 県産品の高付加価値化の推進

- ◆ 農林水産物や加工品の商品化支援
- ◆ 地域の食ビジネスの活性化
- ◆ 合理的な価格形成



② 首都圏等への販路開拓と流通・供給体制の強化

- ◆ 県産品のブランド化
- ◆ プレミアム商品の販路開拓



「頂（しづおか食セレクション）」等の県産品のブランド

③ 輸出産地の形成と販路開拓の支援

- ◆ マーケットインによる「輸出産地」の形成
- ◆ 商流・物流の構築による輸出体制の強化
- ◆ 清水港等を物流拠点とした輸出体制の強化



新市場の開拓

◆ 主な目標◆

活動指標	現状値	目標値
地域資源活用・連携事業に取り組む事業体数	(R6年度)毎年度39事業体	(R10年度)毎年度40事業体
輸出事業計画認定数	(R2年度～R6年度)累計39件	(R2年度～R10年度)累計50件

基本方針 1 生産性と持続性を両立した次世代農業の育成

1-2 農業生産における環境変化への適応

(1) 環境変化への適応



令和32（2050）年までの農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の目標達成に向け、環境に配慮した栽培技術を導入する生産者を支援します。地球温暖化に適応するため、「気候変動専門対策チーム」による高温耐性品種や高温対策技術の開発・実証・普及を加速化させ、農産物の収量や品質の低下を防ぎます。

◆主な取組◆

①環境負荷の低減

- ◆有機農業の推進
- ◆未利用資源活用の推進
- ◆温室効果ガスの削減技術の導入
- ◆耕畜連携の推進



堆肥活用促進等による
有機農業の推進



耕畜連携の推進

②気候変動への適応

- ◆気候変動対策の強化



アボカド産地化プロジェクト



イチゴの高温耐性品種の育成



左：ハウス上面塗布剤散布
右：散布なし

◆主な目標◆

活動指標	現状値	目標値
化学肥料使用量低減率	(H29-R5年度)平均6%低減	(R10年度)17%低減
カーボンクレジットが発行されたプロジェクト取組数	(R5~R6年度)累計2件	(R7~R10年度)累計6件

(1) 美しく活力ある農村の振興



地域コミュニティの活性化を図るため、地域の魅力を発信し、多様な人々を呼び込むとともに、学生や企業等との連携を深化させ、農山村の活動人口の確保につなげます。

農村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、効果的・効率的な鳥獣被害対策に向けた人材育成等を支援します。

農村地域の防災減災対策を推進するため、ため池や排水機場をはじめとする農業水利施設等の計画的な修繕や更新を実施し、耐震化・長寿命化による防災・減災機能の強化を推進します。

◆主な取組◆

①地域コミュニティの活性化・交流促進

- ◆多様な主体の参画による農業農村の多面的機能の発揮
- ◆中山間地域の集落機能・農用地の維持
- ◆鳥獣被害対策の推進
- ◆滞在型グリーン・ツーリズムの推進



農村の活性化のための
地域づくり

②農村地域の防災減災対策の推進

- ◆農業用ため池の防災・減災対策
- ◆農業用排水機場の機能強化



農業用ため池の防災・減災対策

◆主な目標◆

活動指標	現状値	目標値
多面的機能支払交付金制度を活用した農地保全面積	(R6年度)14,614ha	(R10年度)16,350ha
防災重点農業用ため池の防災工事着手率	(R6年度)60%	(R10年度)80%

第5章 地域編（各農林事務所）

1 基本的な考え方

- 県内各地域の特色や、各地域の目指す姿や施策の基本方向を示すことで、地域ごとの特色やポテンシャルを最大限発揮できる地域づくりを推進する。
- 計画期間** R8～R10年度（3年間、地域ごとの普及指導計画※の期間に合わせる）

※県の農業普及指導員が、地域の農業課題を解決し、農業者の経営改善や地域農業の発展を支援するために、県の農業方針を反映し、地域の農業課題を解決して、計画的・効率的に活動内容を定めた複数年計画のこと

2 地域区分

志太榛原農林事務所



茶園基盤整備



新規就農希望者の研修受入

- 静岡茶輸出生産拠点を核とした輸出産地への構造転換
- 持続可能な産地の実現に向けた担い手確保・育成と生産基盤強化
- 地域資源を活かした交流拡大による活力ある農村の創造

中部農林事務所



輸出向け茶生産支援



柑橘のドローン防除による省力化推進



地域活動組織による農地の保全・活性化

- 特長を活かした持続可能な茶業経営の構築
- 柑橘、いちご、わさび等園芸作物の産地強化
- 地域資源の活用と保全による農山村の活性化

富士農林事務所



農地集積に向けた検討



茶園における堆肥散布

- 未来につながる担い手確保・育成と生産基盤の整備
- 畜産と茶の経営発展と耕畜連携による循環型農業の推進

中遠農林事務所



水田の高機能化



白ネギほ場

- 茶業の構造改革の推進と持続可能な経営体の育成
- 土地利用型作物(露地野菜・水稻)の生産拡大に向けた産地支援と経営体育成
- 施設園芸の生産拡大に向けた産地支援と経営体育成
- 地域資源を活用した魅力ある農村の創造・保全

志太榛原農林事務所

中部農林事務所

富士農林事務所

東部農林事務所

西部農林事務所

志太榛原農林事務所

富士農林事務所

東部農林事務所

中遠農林事務所

中部農林事務所

富士農林事務所

東部農林事務所

賀茂農林事務所

志太榛原農林事務所

富士農林事務所

東部農林事務所

- 環境浜名湖地域における次世代が輝く産地の育成
- 持続可能な農業の推進
- 安心の実現に向けた農業・農村の振興

賀茂農林事務所

志太榛原農林事務所

富士農林事務所

東部農林事務所

賀茂農林事務所

志太榛原農林事務所

富士農林事務所

東部農林事務所

- 竹麻地区(南伊豆町)基盤整備
- 直売所研修農場での栽培研修

- 生産性向上による持続可能な賀茂農業の構築
- 持続可能な賀茂農業に向けた担い手の確保・育成